

横浜市地域公共交通活性化協議会運営要領

制定 令和6年7月19日

（目的）

第1条 この要領は、横浜市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

（会議）

第2条 協議会の会議は、座長が招集する。

- 2 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、当該委員と同一の会社、団体、機関等に属する者を代理人として出席させることができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 4 座長は、次に掲げる事由等に該当する場合は、会議の内容を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員等に送付し、その意見を聴取することにより会議に代えることができる。
 - （1）急を要すると判断したもの
 - （2）会議の内容が軽易であると判断したもの
 - （3）協議会の運営に関するもの

（会議の公開及び傍聴）

- 第3条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 2 会議を傍聴することができる者（以下「傍聴者」という。）の定員は、15人とする。ただし、座長が必要と認めるときは、この限りでない。
 - 3 会議の傍聴を希望する者は、会議開催当日の開催時刻の30分前から15分前までの間に、受付会場において傍聴の受付を済まさないといけない。
 - 4 前項の傍聴を希望する者が定員を超えたときは、前項の受付を済ませた者の中から抽選を行い、傍聴者を決定するものとする。また、定員に満たない場合は、会議の開催時刻までの間、先着順により傍聴の申込を受け付けるものとする。
 - 5 傍聴にあたり合理的配慮が必要な方については、事前にその内容を確認し、提供に努めるものとする。
 - 6 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他座長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。
 - 7 傍聴者は、会場において、許可なく写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。
 - 8 報道機関については、傍聴定員の外とし、事務局の指示に従い傍聴できるものとする。
 - 9 報道機関による写真等の撮影は、会議の開始前までに限りこれを認めることとし、開始後は、許可なく写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。

10 座長は、傍聴者が協議会の進行を妨害する等、協議会の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会場からの退去等を命じることができる。

(事務局の措置)

第4条 この要領に定めるもののほか、事務局は、臨機に応じて必要な措置をとることができる。

附 則

この要領は、令和6年7月19日から施行する。